

議案第 115 号

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年9月2日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「(以下この項において「受給権者」という。)の同意を得た場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により又は受給権者」を削り、「口座振替」を「口座振替」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。